

志木市議会議員 無所属

天田いづみの議会だより

市議会・まちづくり情報



〒353-0006 志木市館1-1-2-108

Tel/Fax:048-471-1338

E-mail: amada@ff.e-mansion.com

天田いづみのホームページ <http://www.ff.e-mansion.com/~amada/> 第44号 2011年12月



志木市の防災は大丈夫なのか？

東日本大震災後の6月議会で防災について取り上げ、8月27日に行われた市民総合防災訓練の結果も踏まえつつ、さらに9月議会で取り上げました。

(1)組織としての評価について

3月11日以降、市内3か所の高齢者あんしん相談センターや、志木ニュータウン中央管理センター、志木市社会福祉協議会から、震災時の状況や今後の課題について伺いましたが、それぞれ事業所や組織として課題出しをし、取りまとめて今後取り組んでいくということでした。

一方、志木市役所では、市民への対応や計画停電等に追われていたとはいえ、未だに取りまとめが行われていません。

防災担当課だけではなく、例えば出張所では市民からどのような機能が求められているのか等、震災時の検証をしつつ、今後に備えたいものです。

9月議会では、組織として震災時や総合防災訓練の評価を行い、今後見直される地域防災計画への反映を求めました。

(2)市庁舎の代替機能について

市庁舎の耐震問題は大変重要な課題であり、早期の検討が必要ですが、「いずれにせよ数年間を要するだろう。その間の代替機能をしっかりしてほしい。」との市民意見が多く寄せられています。

現在の地域防災計画では、いろは遊学館が位置づけられていますが、国・県の情報収集をしていくシステムは市庁舎にしか配備されておらず、これでは災害対策本部の機能は果たせません。

補助を受けられなくても市単独でも配備をし、市民の生命・財産を守っていく司令塔としての責務があります。早急に検討し、必要なものは来年度予算に反映するなどの対応を求めました。

また、今後各公共施設の耐震化が予定されていますが、市庁舎の耐震問題も含めて、災害対策本部の機能は最も安全な場所に位置づけるべきではないか。それに追従した代替機能のあり方も併せて、従来の考えにとらわれず、「想定外」ということにならないように、抜本的な検討の重要性を提言しました。



市民総合防災訓練(2011.8.27)

(3)情報伝達のあり方

防災行政無線については、従来から聞こえにくいとの声が寄せられていました。市では、市民や議会からの声を受けて予備費を使って調査を行い、子局の向きを変えるなど、聞こえやすくする工夫を行っていく予定です。尚、デジタル化への移行も想定される中で、抜本的な対策についてはお金と時間のかかることです。市民に十分な情報提供を行い、理解を求めていく必要があります。

計画停電等の情報は、速やかに公共施設に貼り出す、印刷したものを地域に配布する等を提言し、実行されました。コンビニ等にも配布されたそうです。

志木市の災害情報メール配信サービスについては、市からの計画停電等の情報が携帯電話でタイムリーに受けられ、3月11日以降私も皆さんにお知らせし、大変よろこばれました。

一方、課題になるのが要援護者への対応です。メール配信サービスやパソコンを使いこなせる方はいいですが、要援護者になるような高齢者・障がい者の方々は、情報が届かない不安を抱えていらっしゃると思います。要援護者の台帳を日常的な助け合いや防災訓練に活用できるようにするとともに、町内会・自主防災組織・社会福祉協議会等と一体となって、それぞれの地域の実態に応じた互助(共助)の仕組みづくりを進めていくことが重要です。

(4)避難場所のあり方

「3月11日には、不安なので地域の集会所で一夜を明かした」また、「避難所に指定されている小学校に行くには幹線道路を渡らなければならない、もっと身近に一時的に避難できる場所があるとよい」といったご意見をいただきました。

富士見市では、小・中学校等の避難所だけでなく、避難一時集合場所として、近隣の住民組織が避難所に避難するため、住民の安否を確認するために一時的に集合できる公園、神社、保育所等の公共的空間のある場所を位置づけています。また、東京都でも、一時(いつとき)集合場所として同様に位置づけており、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する身近な公園・緑地・団地の

広場等から町会・自治会等が事前に選定している地域もあります。

志木市でも、市民総合防災訓練の結果も踏まえ、町内会や自主防災組織と相談しながら、位置づけていくべきと考えます。

(5)今後の地域防災をどのように進めていくのか

8月27日の市民総合防災訓練を各避難所毎にそれぞれ工夫して行えたことは有意義でしたが、これを一時的なイベント型に終わらせてはならないと考えます。

37町内会中28町内会で自主防災組織が立ち上がっていますが、日常的に、毎年訓練を行っているところもあれば、設立以来訓練を行っていないところは無いのか、市は実態を把握しつつ働きかけていくことが大切です。

また、今回1回の訓練だけでは、例えば「夜間小学校の体育館に泊って一夜を過ごしてみる訓練をしたい」あるいは「地元のお米を使って自分たちでアルファ米だけではなく、米から炊いていく訓練もしたいが、実現できなかった」というご意見も聞いています。

今後、いかに日常的な地区防災訓練を通じて実践していけるのか。あるいは、小学校区単位の自主防災組織の合同訓練、更には、年に一度小学校区の自主防災組織が集まって情報交換をするだけでも、継続していくことで、大きな意義があると考えます。それらに対する財政的な支援や、地区災害対策本部の関わり等、継続的な支援の考えを質しました。

* * *

江口市民生活部長からは、「8月30日に地区災害対策訓練本部員と本部長との報告会を開催し、現在の簡易トイレでは障がい者や女性、幼児が使用しにくい、備蓄倉庫が4階のため不便であるなど、実践の訓練を通じての様々な改善点が報告された。今後はこのような課題や問題を整理するとともに、本年12月に改正予定である埼玉県地域防災計画の動向も視野に入れながら、志木市地域防災計画を見直していく。

今回の市民総合防災訓練では、代替施設を使

っての訓練は実施しなかったが、いろは遊学館では無線設備、有線電話設備、パソコンなどが使える特別な非常用発電機2台等備えているが、情報システムなども必要と考えている。

さらに、今回の市民総合防災訓練では、近くの神社や公園、町内会館等を一時避難所として集合し、地域の方々の安否を確認後、参集する訓練を多くの町内会で行われていた。今後も、安全な場所の確保について、防災訓練などの機会を捕え周知を図っていく。

市民一人ひとりが地区防災訓練や自主防災組織の活動に参加されるよう周知を図るとともに、防災意識の向上に努め、市としても、各地区災害対策本部員との連携を図りながら訓練の支援を行っていく。」との答弁がありました。

* * *

例えば、総合福祉センターについては災害時のボランティアセンター、福祉センターは福祉避難所として位置付けられています。現状では備蓄もありません。子育て支援センター・児童センター等、乳幼児を含む多くの方々や、高齢者が日常的に利用する施設としての機能を踏まえた準備も必要ではないか。

このように、各公共施設は指定管理者も含めた有機的な連携を図りつつ、それぞれが防災・減災拠点としての機能を果たしていくことも、市民から求められているのではないのでしょうか。

また、各所属毎に、例えば高齢者ふれあい課であれば、民間施設は一義的に民間の責任とはいえ、本社等との連絡が断たれれば、お年寄りが孤立しないよう、面倒を見なくてよいことにはならないと思います。子育て支援課では、各保育園や学童保育クラブとの連絡をとれるような無線の配備も必要になるでしょう。

組織全体から様々な課題をしっかりと集約し、各所属でも検討しながら、組織全体の有機的な連携の中で、地域防災計画を策定していくことを提言し、江口市民生活部長からは「いろいろご指摘いただいたので、地域防災計画の見直しを含めて、適切に対応していきたい。」との答弁がありました。

■環境基本計画の推進

東日本大震災による原発事故により、電力需要の抑制や、より一層の省エネルギーが求められています。

第2期志木市環境基本計画(2009年3月)の中には、省エネルギー・省資源の推進、太陽光発電等の新エネルギー利用の推進が位置づけられています。有害化学物質の定期的な測定・監視を実施し、現状把握し、その情報を公開することも位置づけられています。

その推進体制は、「志木市環境市民会議と志木市環境基本計画庁内推進会議を中心に、各主体の参加による計画の総合的な推進と進行管理を行います。」とされ、行政のみならず市民・事業者と一緒に進めていくと位置づけられているにもかかわらず、環境市民会議は一回しか開かれていません。

江口市民生活部長からは「本計画の推進については市民の協力が不可欠であると認識している。今後も適切に第2期志木市環境基本計画の進行管理に努めていきたい」との答弁がありました。

放射能のモニタリング等は重要ですが、行政だけではなく、市民・事業者と共に進める仕組みづくりができていますので、必要に応じて意見も求めながら、前に進めていくべきと考えます。



■障害者計画～社会資源の整備について～

市内には、自立支援法に基づき知的障害者・精神障害者等の生活介護や就労支援を行う事業所があります。中には現状の通所者以上の受け入れは難しい状況もあり、特別支援学校に通う障がいのある方々の卒業後が不安であるとのご意見を伺っています。障がい者が通所できる事業所の不足が懸念されています。

2011年度中に第3期障害者計画を策定していく中で、現状を把握し、社会資源の整備について検討していくべきと考えます。

実際の運営主体は民間であっても、市が必要な

サービスを位置づけていかなければ、採算性を考慮しなければならない民間が事業化することはできません。

中村健康福祉部長からは「第3期障害者計画を策定する中で、今後の特別支援学校の卒業生数なども考慮しながら、障がい者の通所事業所等の社会資源の必要量や、不足が見込まれる場合の対応について検討していきたい。」との答弁がありました。

また、重度の身体障がい者が利用できるサービスが市内では限られており、入浴できる施設はありません。他市の事業所への受け入れも限られる中、高齢者の小規模デイサービスのお風呂を使っていたきニーズに応えられればとのお話もあります。

早速調査したところ、従来から身体障がい者については、相互利用制度により受け入れることが可能とわかりました。しかし、埼玉県では、障がい者担当もそのことを認識していないようでした。

昨年、市民福祉常任委員会で視察した富山県の「このゆびと一まれ」がさがけとなり、富山型デイサービス(赤ちゃんからお年寄りまで、障がいがあっても無くても一緒にケアする活動方式と、行政の柔軟な補助金の出し方を併せて「富山型」と呼ばれ、全国に広まりつつある)を積極的に推進している県も多いのです。

私の調査では、相互利用制度については市町村の裁量ということであり、今ある社会資源の有効活用に向けた環境整備を求めました。



■ 学校教育～教職員の研修について～

教育基本法に始まり、教育公務員特例法では「教育公務員は絶えず研究と修養に努めなければならない」「教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない」とされています。

これに基づいて、県費負担教職員については県が初任者研修、5年次・10年次研修等を行っており、教員になって1年目の初任者については、研修日の代替教員も配当される手厚い体制となっています。

一方、志木市のハタザクラブラン(少人数学級)は、市の臨時的任用教職員なので、志木市が研修を行っていかなければなりません。数年前から、県の研修対象とならない2年～4年目の教職員を対象としたパワーアップ研修に取り組まれています。ハタザクラブ教員も含め、更に研修の充実が必要です。

本年5月現在の小学校教職員181人中、臨時的任用教職員は36人(約20%)、2年～4年目の教職員を加えると54人(約30%)です。

今回、小学校6校・中学校4校を回りましたが、各学校では校内研修に大変熱心に取り組み、団塊の世代の大量退職の中、ベテラン教師が若手教員に授業を公開しての師範授業を、年間授業計画の中に位置づけて行っています。

さらに、学校課題研究として、志木二小では「自ら学び、豊かな表現力を持った児童の育成」テーマに国語で2年間、さらに外国語活動で2年間取り組み、今年は3年目として深めていきたいとのこと。日々の研修の積み重ねが子どもたちの姿に現れていくことを感じます。

また、宗岡地区では、同じ校区の宗岡中学校と宗岡第四小学校が、県の研究委嘱で道徳教育に昨年取り組みました。県の3つの達成目標に「学力・体力・規律ある態度」がありますが、基盤になるのは豊かな心と、現場の先生方は認識され、発達段階を小中一貫して支えていこうとの取り組みです。

教育委員会としての研修について伺いました。白砂教育長からは「教育委員会では教員の資質向上を目的に、パワーアップ研修や臨時的任用者の研修を実施している。また、各教科の主任会が中心となって授業研究会を実施し、各学校においては学校課題の解決のための校内研修も行っている。

各学校では日々先輩の教員から学び、現場での研修を教育活動に生かすべく、OJT(職場内訓練)研修を活発に行っている。今後、さらに研修内容の充実を図っていく。」

また、「本来、家庭教育、特にしつけの部分についても一部学校でやらざるを得ないような状況にも

なっており、生涯学習課で社会教育委員にも協力いただき親の学習を行うなど、それぞれの活動の中で家庭教育について実践いただいている。

子どもたちのために教職員が研修にしっかりと取り組めるような環境づくりを行っていききたい。」との答弁がありました。

各学校では、教職員が必死で子どもたちの育ちを守っていかうとされていました。

志木市では、要保護児童対策地域連絡協議会を中心に、学校のみならず子どもと家庭の相談室、学童保育、子育て支援課、子ども安全課等、様々な機関が一致協力して子どもたちの育ちを支えていると、今回改めて強く感じました。

私たち市民も、一緒になって子どもたちを支えていきたいと思えます。

2011年9月議会 一般質問より

■地域福祉の推進について

志木第四小学校にランチルームや保育ママ・ステーション等ができていくこと自体はよいとしても、地域活動センター(旧館出張所)が志木四小の中に移転することに関して、地域住民や社会福祉協議会と一緒にそのあり方を考えるというプロセスが必要だったのではないかとのご意見をいただきました。地域活動センターは福祉団体だけでなく、近隣の地域コミュニティの中で、高齢者のための小地域サロン活動など、住民の自主的・主体的な活動の場として広く活用されてきました。

志木市は未だに地区社会福祉協議会もありませんが、多くの自治体では校区単位で組織され、地域での相互扶助を行っています。

志木市でも、昨年より民生児童委員協議会が地区民生児童委員協議会を組織し、市内3地区毎に活発に活動されています。

地域福祉計画の進行管理を含め、地域福祉の推進に向けた市としての機能をしっかりしていただきたいと思えます。

中村健康福祉部長からは「地域福祉計画の進

捗と共に、本年度は国土交通省の都市型コミュニティのあり方と新たなまちづくり方策検討調査に参画し、都市政策と地域福祉計画をはじめとした健康医療福祉政策との連携についての検討を行っている。今後は地域福祉計画を活かしつつ、横断的な地域福祉への取り組みをさらに推進していく。」との答弁がありました。

都市政策との連携とのことですが、であればなおのこと、現状への取り組みが重要です。

3月11日の震災以降、地域福祉の重要性は増えています。市として組織の在り方も含め、地域福祉をしっかりと支えていく体制づくりを求めました。

■子どもたちへの支援

(1)それぞれの子どもに応じた支援



障害者基本法が改正施行され、障がいの有無に関わらず、人格と個性を尊重する共生社会の実現へ法規定されました。

国ではインクルーシブな教育(個々の子どもの教育的ニーズに合った適切な教育的支援)制度の構築について議論が行われており、世界の流れ、国の動きを敏感にとらえつつ、志木市の教育政策を進めていくべきと考えます。

志木市では、教育サポートセンターが非常に頑張っており、不登校の状況は改善しています。

全ての小学校にスクールカウンセラーを派遣、中学校の校内相談室に常駐の相談員を配置、スクールソーシャルワーカーの配置により、教育相談の件数は2008年度から2倍以上に伸びています。

特別支援教育プログラムの件数も、同年度から伸びてきています。

特別な支援を要する子どもたちへの教育支援員の時間数も、2009年度から大幅に伸びています。教育相談件数の大幅な伸び、特別支援教育プログラムの件数の増加、教育支援員の派遣時間数の増加に反比例して、不登校の状況は減少傾向にあると、私は捉えています。

特に、昨今の貧困世帯の増加、生活保護世帯の増加、離婚率の増といった社会状況の中で、スクールソーシャルワーカーを適切に配置し、昨年

活動されているのは大変有り難いことです。

また、生活保護受給者チャレンジ支援事業(県事業)が昨年から行われ、教育支援員が保護受給世帯の中学3年生と親の相談に対応するとともに、高校進学に必要な基礎学力の向上を図るため、県内大学との連携により学生ボランティアを活用した学習教室を開設し、高校入学までを支援しており、志木市の保護世帯の方も利用されているとのこと。

教育サポートセンターだけでなく、生活保護担当者はじめ様々な機関が組織的に取り組んでいることが、地道で息の長い、一朝一夕に結果が出るものではないけれど、一人ひとりの子供が救われていく事実として、成果が上がっているのではないかと推測しています。

白砂教育長からは、「それぞれの子どもに応じた支援はこれからますます大切にされなければならない教育課題であると認識している。

教育委員会では2010年度に県の事業を活用してスクールソーシャルワーカーを配置、2011年度は全小学校に教育サポートセンター相談員が出向き、週1回臨床心理士の資格を持った専任のスクールカウンセラーとして活動するなど、積極的に取り組んできた。

結果、不登校については全体的に減少傾向、スクールソーシャルワーカーの家庭訪問により保護者や学校から多くの感謝の声が聞かれるなど、成果を上げている。

今後も、一人ひとりの子供に応じた支援については、さらに充実を図っていきたい。」との答弁がありました。

スクールソーシャルワーカーについては、県事業の有無に関わらず、継続的な支援を求めました。

(2)特別支援学級について



埼玉県は2012年度に向け、従来特別支援学級の設置に必要であった協議を無くし、市からの報告だけで教員を配置する方針とのことでした。

特別支援学級のすべての学校への設置については、従来からその必要性を働きかけてきました。

通常学級における特別な支援を要する子どもた

ちは、人口の6%超といわれています。

その子どもたちの適切な支援のために、通常学級の教職員だけでは専門性や、担任一人では対応という意味で大変でも、特別支援学級がある学校においては、特別支援学級の教職員と通常学級の教職員が一体となって、特別支援学級の子どもたちにも通常学級の子どもたちにも、支援していかれます。

通常学級で落ち着かなくて混乱したり、パニックを起こした時に、落ち着くことのできるリソースルーム(その子に合った特別な教育を受けるための教室)という意味でも重要です。

白砂教育長からは「特別支援学級及び通級における指導教室の設置を計画的に推進し、児童・生徒一人ひとりの障がいの状態及び特性等に応じたきめ細かな指導が行われるよう取り組んでいきたい。」との答弁がありました。

* * *

一人ひとりに対するきめ細やかな支援をしていく指導方法は、クラス全体、すべての子どもたちにとってのわかりやすい授業や適切な支援につながります。

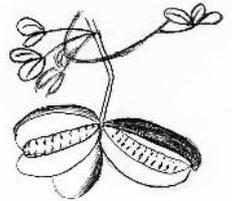
教育サポートセンターと学校教育課、各学校が一体となって、研修の充実、ハタザクラブランが持続可能となるような政策の展開、中3チューターの充実等に努めていただきたいと思います。

中3チューターは、9月から個別指導を行い、学習塾に行かなくても学習をサポートしていますが、出来れば8月頃から取り組めるとよいと思ってきました。

志木中学校・宗岡中学校では、1週間かけて夏休みの集中的な補習をしており、宗岡中学校では、日常的に補習を行っているそうです。中3チューターの仕組みも併せて取り組んでいけると、より一人ひとりに適切な支援ができるのではないのでしょうか。

志木市の教育政策を、社会の変化や子どもたちの実態に応じてしっかり検証しながら、よりよい指導法、授業力の向上、特に若手教員の育成への取り組みを求めました。

● 天田いづみの活動日誌(主なもの)



- 5月1日 黒目川ぶらり散歩(NPO法人エコシティ志木)
 2日 志木四小視察、三好校長より学校経営について伺う
 3日 東日本大震災チャリティコンサート(ストリングス志木)
 6日 もくせい会定期総会(志木四小)
 12日 生活安心講座 高齢者あんしん相談センターせせらぎ所長 飯田敦さん(老後を快適にくらす会)
 アフターファイブプラス(21しき市民会議5期)
 14日 環境デー クリーン作戦 こもれびのこみち斜面林手入れ作業(NPO法人エコシティ志木)
 志木市こころの安全週間講演会「埼玉県の自殺予防対策の現状」県立精神保健福祉センター
 菊池礼子さん、「こころの健康」国立精神・医療研究センター精神保健研究所 自殺予防総合対
 策センター自殺予防対策支援研究室長 川野健治さん
 15日 NPO法人エコシティ志木定期総会
 20日 高齢者あんしん相談センター柏の杜 石幡所長より震災時の対応と課題について伺う
 22日 ドン・キホーテ第8回演奏会
 23日 志木市手をつなぐ育成会勉強会 杉浦雅夫さん
 高齢者あんしん相談センターせせらぎ 飯田所長より震災時の対応と課題について伺う
 26日 教育サポートセンター前田所長と懇談
 志木市社会福祉協議会より震災時の対応と課題について伺う
 宗岡公民館八代館長と懇談
 図書館協議会傍聴・・・指定管理者制度の導入について
 27日 高齢者あんしん相談センターブロン 神田所長より震災時の対応と課題について伺う
 29日 志木クライネコール「森のコンサート」
 30日 東急コミュニティ志木ニュータウン中央管理センター矢内所長より震災時の対応と課題について伺う
 志木小 星場校長より研修について伺う
 31日 志木二中 田村校長と懇談
 宗岡中 古庄校長より研修について伺う
 5月30日~6月17日 議会定例会
 6月1日 志木三小 林校長より研修について伺う
 志木中 齋藤校長と懇談
 3日 宗岡小 岩澤校長より研修について伺う
 宗岡二中 飯田校長と懇談
 7日 志木二小 磯校長より研修について伺う
 11日 医療セミナー「肝炎について」陸上自衛隊東部方面総監部医務官・日本肝臓学会指導医 藤岡
 高弘さん(9月より志木市立市民病院副院長)
 18日 東日本大震災被災地報告 支援を続けている婦人の友編集部小山厚子さん
 19日 東日本大震災チャリティコンサート(志木ニュータウン町内会連合会・志木ニュータウン管理組
 合・志木市社会福祉協議会)
 24日 朝霞地区一部事務組合議会
 26日 オール志木ウインド20周年第13回定期演奏会
 東日本大震災チャリティコンサート(志木から東日本へ元気を送る会)
 28日 宗岡三小5年生 柳瀬川での環境学習(NPO法人エコシティ志木)
 7月15日 柳瀬川外来植物駆除作戦(エコシティ志木、生態系保護協会志木支部、協力:志木中)
 17日 医療セミナー「このまちで最期まで生きる～在宅ケアと訪問介護～」聖路加看護大学臨床教授・
 東京訪問看護ステーション協議会顧問 川越博美さん
 22日 志木市教職員研修会・要保護児童対策研修会「～児童虐待ゼロに向けて～保護者の精神疾
 患の理解と対応、子どもへの支援」横浜市中央児童相談所・児童精神科医師 金井剛さん
 23日 天田いづみのティータイム



28日 図書館協議会傍聴・・・指定管理者制度の導入について答申

29日 朝霞地区防犯協会定期総会

■ 地域包括ケアシステムをめざして

志木市の高齢化率は現在約19%ですが、市内で最も高齢化率の高い館地区は約24%、丁目別では柏町2丁目(中野下住宅)は約34%です。

病気があっても介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心してケアが受けられることは私たちの願いです。

4月からの介護保険制度改正に向け、志木市では1月から市のモデル事業として、24時間型の訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「24時間定期巡回・随時対応サービス」を計画しています。

市が民間事業者へ委託し、志木市立市民病院訪問看護ステーションと連携してサービスを提供します。

市民病院の経営状況が大変厳しくなっている中、従来型ではなく、市民にとって真に必要な機能を見極めていくことを求めてきました。

市民病院では本年6月より訪問看護ステーションの365日・24時間体制でのサービスを開始し、利用者は昨年度47人から今年度は60人前後(内365日・24時間の登録者47人)と伸びています。

また、6月より開始した土曜診療と土曜健診により、患者数・受診者数ともに伸びています。

志木市には在宅療養支援診療所(24時間体制で往診や訪問看護を実施する診療所で、2006年度の医療法改正で新設された。自宅でのターミナルケア(終末期ケア)や慢性疾患の療養等への対応が期待されている)がありません。

市民病院は訪問看護と共に、近隣には無い訪問リハビリテーションを行っています。

短時間デイケア(リハビリテーションサービスに重点を置いた通所リハビリテーション)、言語聴覚士による言語療法も行われています。

今後は予防医療＝健診センター、診療＝可能な限りの訪問診療、介護＝訪問看護・訪問リハビリ・短時間デイケア等を一体的に提供し、患者様やご家族、高齢化が進む市民生活をしっかりと支えて

いかれますよう、厳しさと温かさを持って、提言を続けていきます。

■ 柳瀬川図書館への

指定管理者制度導入見送り

柳瀬川図書館への指定管理者制度導入については、館長の諮問機関である志木市立図書館協議会で2年間にわたり慎重かつ熱心な協議が重ねられてきました。

7月28日には「指定管理者制度の導入については、多くの市民の関心を集めており、導入に対する懸念の声が寄せられています。このような状況を踏まえ、柳瀬川図書館における指定管理者制度の導入は時期尚早であり、見送るべきであるとの結論に至りました。」との答申が出されました。

これを受けて10月の教育委員会で協議が行われた結果、柳瀬川図書館への指定管理者制度の導入は見送られることとなりました。

図書館協議会の答申には「これからの柳瀬川図書館のサービスに望むこと～図書館サービス拡充に向けた運営のあり方～」について提言されており、「市民が誇り得る図書館になるために、「運営の改革、サービスの改善・向上」という命題を常に考え、実践する姿勢を持ち続けることを心から期待します」と結ばれています。

熱心な議論に感謝し、今後の図書館サービスの向上にむけて、ともに考え、取り組んでいきます。

ティータイム



1月14日(土)

午後 2:00～4:00

柳瀬川図書館2階視聴覚室

志木の中で身近に感じていることなどを

気軽にお話しませんか？

**** これまでの活動とその成果は！！ ****
天田いづみのホームページでご覧下さい